

令和元年度 第2回京都市保健所運営協議会 摘録

令和元年12月17日(火)
午後2時00分～午後3時30分
京都府医師会館 6階会議室

出席者(敬称略)

<委員>

○関係団体代表委員	京都市医師会：松田 義和	京都府歯科医師会：奥田 純平	
	京都府薬剤師会：夏目 君幸	京都市保健協議会連合会：堺 紀恵子	
	京都市食品衛生協会：川上 雅弘	京都府旅館ホテル生活衛生同業組合：中村 貞正	
	京都府公衆浴場生活衛生同業組合：村中 稔(欠席)	京都府理容生活衛生同業組合：佐藤 正一	
	京都府美容業生活衛生同業組合：原口 潔治		
○各区地域保健 推進協議会代表委員	北：水谷 正太	上京：菅野 達也(欠席)	左京：山崎 陽子
	中京：伊豆田 富美子	東山：安住 有史	山科：入江 和栄
	下京：井上 治(欠席)	南：道下 富喜恵	右京：松井 亮好
	西京：安田 桂子	伏見：小川 正雄	

<事務局>

○京都市保健所	京都市保健所長：山田 典子	京都市保健所参事：村上 宜男
	京都市保健所次長：安部 康則	京都市保健所参事：有本 晃子
	京都市保健所参事：池田 雄史	保健担当部長：中条 桂子
	健康長寿のまち・京都推進室長：北川 博巳	
(障害保健福祉推進室)担当係長：門脇 孝徳		
(保険年金課)保険年金課長：酒井 教昭		
(健康長寿企画課)健康長寿企画課長：塩山 晃弘	健康長寿推進担当課長：逢坂 剛史	
	企画係長：山田 賞晃	企画調査担当：井尻 温子
(健康安全課)健康安全課長：篠崎 史義	感染症予防担当課長：小澤 知嘉子	
(医務衛生課)医務衛生課長：矢田部 衛	担当係長：寺石 悠馬	
(医療衛生センター)感染症対策担当課長：井上 ひろみ		
(育成推進課)育成推進課長：和田 陽		
(子ども家庭支援課)子育て世代包括支援担当課長：寺山 京美		

1 開催あいさつ

山田 京都市保健所長

2 議題・報告等

(1) 平成30年度京都市保健所運営方針取組結果及び事業実績について

⇒ 事務局(障害保健福祉推進室、保険年金課、健康長寿企画課、医務衛生課、育成推進課)から資料説明。

【質疑応答】

松田会長：自殺対策でSNS等の広告をクリックされた方の動向について。クリックされた市内・市外の方が受診されたかどうか等把握されているか。

門脇係長：担当が不在であるため、回答しかねる。必要であれば、確認させていただく。

松田会長：SNSは全国からクリックできる。市民向けの施策として活用できているか調べていただきたい。とりわけクリック数であれば把握できると思う。

中村委員：様々な施設で受動喫煙対策をされているが、路上で喫煙されている方が目につく。とりわけ病院をはじめ、施設の外に出て喫煙される方が目に付く。路上喫煙の対策はある

のか。

中条部長： 路上喫煙については、文化市民局が所管ではあるが、防止条例がある。過料徴収地域を決めて、指導員が巡回して指導するとともに、必要であれば過料の徴収をしている。過料の徴収件数は毎年減ってきている。区域は限定されるが、路上喫煙は減ってきていると言える。御指摘の件は、路上と屋内の隙間のことであると思うが、今回改正された健康増進法は、基本的に屋内をはじめ第1種施設については敷地内について法律で定めている。第1種施設以外で路上でもなく屋内でもない場所はこれまでマナーとされていたが、配慮義務が適用されているため、喫煙される方に注意喚起していく必要があり、実際にポスター等で配慮義務の注意喚起を行っている。

入江委員： 難病の相談窓口はどこになるのか。

門脇係長： まずは、区役所・支所の障害保健福祉課になる。また、難病相談支援センターでは、主に就労に関する相談のほか、御家族・支援者の方等様々な方から相談を受けている。相談の内容によりどちらが積極的に関わるかということになるので、まずはお近くの区役所・支所若しくは難病相談支援センターに御相談いただければと思う。

松田会長： 医療側も理解して説明すべきであるが、担当者の理解が不十分な時があり、対応に不足を感じることもある。

奥田副会長： 民泊対策について。平成31年3月では2,454件のうち99%に当たる2,430施設が営業中止ということで、数字だけ見ると良い成績だと思うが、新聞等で中国の進出もあると聞く。営業停止措置をすることで、オーナーが日本にいない場合はどのようにアプローチされているのか。民泊について、規制は厳しくなっているようだが、市の今後の方針を伺いたい。

寺石係長： 本市では、旅館業法関係条例を改正し、海外居住の方が営業される場合、国内に代理人を置くことを義務付けた。問題があった場合等は、代理人の方に働きかけることになる。

また、今後については、地域の皆様に迷惑をかけずしっかりと運営いただけるよう設けている最低限のルール of の徹底、いわば、ボトムアップの取組を推進していく。例えば、対面での宿泊者名簿の記載を徹底はもちろんのこと、海外の方向けの多言語による迷惑行為防止ビラを本市で作成し、迷惑行為防止の説明に利用してもらったりしている。事業者の方によれば、海外の方は日本のマナーを知らないだけの場合があり、しっかりとマナーの説明をするだけでも全然違うと聞く。

オーバーツーリズムについては議会等でも問題視されているが、保健福祉局としては、まずはしっかりと地域と調和した適正な運営していただくための取組を進めていくとともに、違法民泊については、断固許さないという姿勢で厳正に対処していく。違法民泊を発見した際は、本市が設置している民泊通報・相談窓口に通報いただきたい。

（２）令和元年度各区地域保健推進協議会（部会）の開催状況等について

⇒ 事務局（健康長寿企画課）から資料説明。

【質疑応答】

山崎委員： 左京では10月28日に協議会を開催した。協議会では事務局から保健衛生事業の取組の報告があった。その中で平成30年度の取組実績として、たくさんの健康教育に取り組み、多くの区民の方が参加されていたことを記憶している。

私が所属する左京保健協議会連合会でも健康づくりに積極的に取り組んでいる。

平成28年度に立ち上げた「左京健康なまちづくりプロジェクト」では、29年度に「健康川柳」、30年度は「あなたのまちの健康スポット写真」、今年度は、「健康かるた」を募集した。小学生から90歳代の方々の、たくさんの作品の中から選考するのが本当に難しいものであった。また、左京医師会と区役所が主催する「左京健康講座」も実施し、今年度は池谷幸雄さんに講演いただいた。

また、昨年度は左京区役所と連携し、「健康フェスタ in カナート洛北」を開催し、健康測定、さくらちゃん体操を披露した。さくらちゃん体操は、平成20年にサポーター養成講座が始まり、サポーターみんなで考案した優しい体操である。今年度「さくらちゃん体操広場」となって5周年目を迎えた。毎週水曜午後2時に区役所で行っている。

参加人数が増えてきており、喜びを感じている。

また、セカンドライフをいきいきと生きる事を目標に「左京・からだの学校」を作り、今年度第3期生が受講している。受講された方の中で実行員会が作られ、シニアファッションショーを企画し、65歳以上の男女がモデルとなって、区役所で楽しそうにランウェイされた。

そして、「左京心のふれあいネットワーク」では、医師会・歯科医師会・薬剤師会をはじめ、その他、地域の各種団体の方々が構成団体として、心に障害のある方々を、行政と連携して支える活動をしている。その一つとして心ときめき芸術祭を毎年開催し、今年で25回目を迎えた。いわば学芸会のようなもので、施設・作業所等におられる方々が本当に楽しんでおられた。

これからも左京区役所と連携して、健康づくりを行っていきいたいと考えており、地域保健推進協議会の中でも、こうした活動について、今後とも参加委員の皆様と共有していければと考える。

(3) HACCP（ハサップ）の取組について

⇒ 事務局（健康長寿企画課）から資料説明。

【質疑応答】

松田会長： 事業所単位で実施するものか。複数の工場で工程が分かれている場合はどうなるのか。

篠崎課長： それぞれの施設でハサップを導入する必要がある。

松田会長： それぞれの工場で50名以下であれば適用外ということは、1事業所で50名以上の場合はハサップを導入するという。市内でどれくらいあるのか。

篠崎課長： 詳細は把握できていないが、数10件程度と思われる。

中村委員： 既に施行されているのか。

篠崎課長： 法律の施行自体は来年6月から。経過措置があるので、令和3年の6月からの適用となる。

中村委員： 研修会等実施して周知されると思うが、保健所として立入検査もしていくのか。

篠崎課長： 法律によって事業者に義務付けられたことであるので、令和3年6月までは支援をしていくことになるが、令和3年6月以降に導入できていない場合は、取り締まることになる。

中村委員： 令和3年6月までは奨励し、それ以降は保健所が確認に全部回ることになるのか。

篠崎課長： 1件1件確認することは現実的に難しいと考える。営業許可には5年ないし6年の期間で、更新の手続きをしていただくことになる。その際に確認はしていきたい。

中村委員： 更新の際は、各事業所に行って確認するということか。今までもそうしていたのか。

篠崎課長： 今までも更新の際に施設に立ち入って衛生状況の確認をしている。

中村委員： もし、立ち入りして実施できていない場合、どれくらいの罰則となるのか。

篠崎課長： 最終的には罰金となる可能性があるが、導入できていないからといって、ただちに罰金となるわけではなく、指導や営業停止命令等段階を踏んでの対応となる。

中村委員： みなさんちゃんとやっていると思うが、記録することに負担感がある。どの程度徹底されるものなのか。

篠崎課長： 確かに記録が負担であるとお声もあるが、法律で位置づけされたので、従っていただくべきと考える。とりわけ飲食店の方々は負担を感じられると思うが、日本食品衛生協会が作成した手引書には、見本として記録表が添付されている。そのまま利用してもよいし、自分でアレンジしてもよい。今まで感覚的に確認していたものを、是非記録として残していただきたい。

中村委員： 50人以下の場合も手引書に則るとのことだが、50人以下でも罰金になるのか。

篠崎課長： そのとおり。

(4) 医療救護活動マニュアルの策定について

⇒ 事務局（健康長寿企画課）から資料説明。

【質疑応答】

安住委員： 医療機関・診療所は、現在ほとんどが院外処方となっており、災害が起こった際、薬

剤が十分でない状況にある。衛生材料も必要最低限しか置いていない。災害時には、薬剤師を含め、チームとなって対応していく必要があるが、どのようにお考えか。

塩山課長： まずは、医師の関係をマニュアル化した。薬剤や歯科医師会をはじめ、御協力を得ながらこれから肉付けしていきたい。

夏目委員： 薬剤師会でも話をしているところ。御指摘があったように薬の確保は非常に難しい。問屋には依頼しているが、問屋から必ずしも入るものではない。薬剤を各薬局でばらばらに持っていたとしても仕方がないので、地区のキーになる薬局を拠点として薬を集積し、そこから吸い上げることを考えている。薬剤師会とも連絡を密にして調整していただきたい。

松田会長： 薬剤が、市外の倉庫から運ばれてくることがある。交通が途絶すると薬が不足することが想定されるので、流通ルートを把握いただいた方がいいと思う。また、本件はたたき台ということでいいか。

塩山課長： まずは、第一版として京都市の考え方をマニュアル化した。これから実際に関係機関・団体の皆様とお話し、意見を頂戴しながら改定していきたい。

松田会長： これまでマニュアルはなかったもので、ありがたい。また、地区ごとに動線が違う。京都市は面積が広く、マニュアル化できない部分があるので、地域ごとにしっかりと対応の仕方をマニュアル化しておく必要があると思う。

(5) 保健師等応援派遣について

⇒ 事務局（健康安全課課）から資料説明。

【質疑応答】

松田会長： 非常に貴重な報告である。災害時の行政の在り方を肌間隔で感じていただく良い機会。事務方が手薄に感じるので一般職の行政職員も積極的に派遣していただきたい。

その他

奥田副会長： 高齢化に伴い、在宅の寝たきりの方が増えており、災害時には、こうした方が逃げられずに亡くなっている。寝たきりの方やさらには、医療的ケア児等の状況の把握について、行政が中心になって対応いただきたい。

安部局長： 災害時の要援護者の把握は大きな課題だと考える。災害時の避難活動のためには、日頃からの見守り活動を地域でしっかりやっていただくことも大切である。また、重度障害者の方は、福祉避難所にも行けない状況にあると考える。重度障害者の方については、避難行動の計画を作り、進めていきたいと考える。

3 閉会あいさつ

安部 京都市保健所次長